

近世初期北奥大名の領知高について

長谷川 成一

はじめに

近世大名の領知高は、各大名に賦課される普請役高を根幹として、統一政権との間で政治的に決定されるものであるといふことは、近世史研究者の間では共通の認識として定着したといつても過言ではない。⁽¹⁾しかも、それは諸先学によつて様々な角度から検討を加えられて現在に至つており、問題は余り残つていないように思われる。ただし近世初期における文書・記録類の偏在の故か、多くは西南諸大名を例証として進められてきたのも事実である。

奥羽地方にあつては出羽国の諸大名の領知高に關して、比較的研究の深化がみられるのは、当地に領知宛行の太閤朱印状が他地域とは較べものにならぬ程多く現存するからである⁽²⁾。北奥地域の南部・津輕両氏の場合、天正一八年の秀吉による奥州仕置以後、当該地域は統一政権に権力編成されたの

であるが、その領知高に關しては、從來嚴密な検討が加えられてきたとは到底思われぬ。さらに天正末年以後、慶長期に至る両氏の領知高を、ほとんどの藩史研究が寛文期以降の高を以て、無造作に表現している現状がある。

その原因を考へるに、まず第一に当該地域に領知高を明記した太閤朱印状が、現在に至るまで発見されていないこと、次に幕府並びに藩庁において編纂された史料に依拠して、自明のこととして確立期の領知高を初期の高として追認してしまつてゐることなどが挙げられる。例えば津輕藩の場合、その領知高が『徳川実紀』に表れるのは、慶長一二年津輕信枚相統の時点や、寛永八年の三代信義相統の条項であり、四万七千石の石高が記述されている。信枚相統記事の出典は、『寛政重修諸家譜』(以後、『寛政譜』と略記)、『藩翰譜』、『寛永諸家系図伝』、信義相統のそれは、日記(江戸幕府日記)と『寛政譜』であることを明記している。このように出典が明示さ

れているため、近世初期に津軽藩の領知高は既に確定していたような錯覚に陥るのである。近世後期の編纂物である『寛政譜』は別として、当時の記録である江戸幕府日記は、編纂物とは比較にならぬ程、記事内容に信憑性を期待させる。同日記の信義相統当該月日の条をみてみると、

一、津軽平蔵、亡父越中守遺跡相統、御礼進物銀式百枚、小袖十

(津軽信美)
同万吉御礼、次家老五人御目見、脇差一腰 國俊、

(傍註筆者)

とあって、領知高の記載はない。即ち『実紀』の当該条にある領知高は、『寛政譜』所載の高を転記したに過ぎないのであって、寛永期に津軽藩が四万七千石であった確証は全くないのである。同じく南部氏にあっては、寛永九年の南部重直の十萬石遺領相統に関する『実紀』の記事は、『藩翰譜』『寛政譜』を典拠としており、いずれも後代の編纂物である。このほか「寛永諸家系図伝」にも、南部・津軽両家の領知高の記述はなく、現在までのところ、豊臣政権と初期徳川政権下における北奥大名の領知高を明示した史料のみか、研究も見当たらないのが現状である。

本稿の目的は、右の現状を踏まえて幕藩国家における権力編成の基幹となる軍役と大名領知高に関して、主に北奥地域のそれを確定し、その作業を通じて豊臣政権と初期徳川政権に当地域が組み込まれてゆく過程を、明らかにしてゆくこと

にある。また陸奥国の国高の内実をより精密化する右の作業は、現行の幕藩制国家論の、国郡制による支配の枠組のあり方を更に明確化させる上でも、必要不可欠の行程であると考えられる。

一 豊臣政権下の領知高

奥羽大名が豊臣政権下において自己の領土を安堵されたのは、天正一八年、後北条攻めのため小田原に出陣していた豊臣秀吉に拝謁して、その支配を認められた時であった。「南部根元記」によれば、南部信直は前田利家の斡旋によって、同年四月下旬には秀吉への拝謁を終って領土を安堵されており、一方津軽為信は、信直参陣の数日前に秀吉に沼津で謁して、津軽三郡の安堵を獲得したという。⁽⁶⁾ 北奥地域の大名配置は、右の安堵に基づいてほぼ決定したのであって、小田原参陣を果さなかった大崎氏や葛西氏などは、後に城地・所領を没収され、近世大名としての存続は、統一政権の認めるところとならなかった。

秀吉は小田原の落城も待たず、木村吉清ら秀吉直属の奉行を会津接収に派遣し、道路・橋梁の修築と「御座所」の普請を命じた。⁽⁷⁾ 会津入りした秀吉は、南奥の仕置に着手して相馬義胤・岩城貞隆の兩名にのみ、この地域で領主権を認め、ついで奥羽兩國の検地を命じた。⁽⁸⁾ 右の検地に先立って、南部信

直は同年七月二十七日、翌二十八日には出羽の戸沢光盛が秀吉から領知安堵状を下付された。⁽⁹⁾ 勿論検地実施以前であるので、安堵状には領知高が記載されていない。しかし奥羽両国で、ほぼ同時に本領の安堵が成されたについては、従来説かれていますとは別の歴史の意味を認めたい。それは、戸沢・南部両氏ともに奥羽地方の中間域に位置するため、自動的に隣接する諸大名の領域も定まって、ここに奥羽大名の領域の確定化を両安堵状が促進したと思われる点である。

奥羽地方の太閤検地は、検地条目が八月一二日に両国ともに出されてから、九月末までには完了して、豊臣秀次をはじめ奥羽仕置の軍勢はいっせいに引揚げを開始した。検地の結果を踏まえて、同年一二月頃から翌十九年一月にかけて、出羽国の諸大小名へ太閤朱印領知宛行状の発給が実施され、同時に詳細な知行目録も作成された。⁽¹⁰⁾ 北奥大名の南部氏と津軽氏には、管見の限りでは領知朱印状の存在が確認されており、例えば津軽氏の場合、「津軽一統志」によれば、文禄二年三月（四月とする説もある）、津軽為信が伏見城で秀吉へ謁して、津軽三郡・合浦一円の朱印を下賜された⁽¹¹⁾とあり、同書を編纂した享保期の編者は文禄二年を朱印状受領の時点としている。しかし文禄二年三・四月の時期に、唐入りのため秀吉が肥前名護屋に在陣していることは既に確認されている⁽¹²⁾ので、「津軽一統志」の記載には全く信頼を置くことができない。

い。

それでは北奥大名へ領知朱印状が下されたのは、いつの時点かということになる。陸奥国では奥羽仕置軍が帰還後、一〇月に葛西・大崎一揆が勃発し、続いて和賀・稗貫の一揆も起った。一揆の鎮圧は南部・伊達・蒲生氏などの出動を以てしても、積雪期に入ったため完了せず、葛西・大崎の新領主であった木村吉清は、責任を問われて翌年二月領地没収に処せられた。⁽¹³⁾ 検地反対一揆を鎮圧した出羽諸大名が、その褒賞の意味もあって領知宛行の朱印状を給された時期は、陸奥国にあってはまさに戦乱状態にあったわけ、奥羽両国の諸大名に一齐に領知朱印状が下されたとは考えにくい。一方、「東奥軍記」によれば、九戸政実が天正一九年三月一九日の夜半、南部氏の諸城を攻撃し、九戸の乱が勃発した⁽¹⁴⁾という。乱鎮圧の経過は諸書に説く通りであり、九月四日九戸氏の全滅を以て終結するまで、奥州には戦争状態が継続した。

陸奥における右の状況とは別に、中央にあっては天正一九年五月三日、諸国御前帳徴収の発令がなされ、徴収期限は一〇月であった⁽¹⁵⁾ことが、秋沢繁氏によって指摘されている。この諸国御前帳が翌年の唐入りの動員計画に連動するものであり、かつ九月以降各個大名へそれに基づいて軍役量の指示がなされたことからみて、天正一九年の御前帳徴収が諸国・諸大名領の石高制の掌握を直接的な政治目的とするものであった

第一表 北奥羽大名の領知高 (万石以上)

| 史料名 | 南部氏 | 津軽氏 | 秋田氏 | 小野寺氏 | 戸沢氏 |
|------------------|-----|---------|--------|--------|--------|
| A 天正年中大名帳 | 11万 | 3,4000万 | 5万 | 3万 | 4万 |
| B 慶長4年諸侯分限帳 | 10 | 3 | 19 | | 4 |
| C 太閤秀吉公時代諸大名分限帳 | 10 | 3 | 5 | 3 | 3 |
| D 太閤御時代一万石以上之分限帳 | 11 | 3 | 5 | 3 | 3 |
| E 慶長3年大名帳 | 11 | 3 | 5 | 3 | 3 |
| F 伏見普請役之帳 | 10 | 3 | 5 | 3 | 3 |
| G 太閤朱印状 (天正19年) | | | 5,2440 | 3,1600 | 4,4350 |

ことも、同じく指摘しておられる。⁽¹⁶⁾ 右の観点からして、直接渡海には至らぬまでも、南部・津軽両氏が「肥前名護屋在陣衆」の一員として動員されているので、少なくとも天正一九年の五月から一〇月迄の期間に、両氏の朱印知行高は決定したとみて差し支えないであろう。しかも同年九月二五日に、和賀・稗貫両地八千石を重臣北主馬に宛行っているのは、南部氏の領知宛行が石高を以てなされた結果採られた措置と看做すのが妥当であり、ここに南部氏は統一政権による石高制に包摂されたことを物語っている。⁽¹⁹⁾

それでは次に、両氏の領知高は如何程であったのか

が問われてこよう。上掲第一表「北奥羽大名の領知高(万石以上)」は、北奥大名の領知高を解明するため、北奥羽の万石以上の大名の高を、文書や後世の史料の中から一括して掲げたものである。ここでは便宜上、天正年中大名帳をA、慶長四年諸侯分限帳をB、太閤秀吉公時代諸大名分限帳をC、太閤御時代一万石以上之分限帳をD、慶長三年大名帳をE、伏見普請役之帳をF、太閤朱印状をGとした。⁽²⁰⁾ A～F所載の領知高は、南部氏の場合十万石か十一万石、津軽氏は三万四千石か三万石である。Bに秋田氏が十九万石とあるのは、全くの誤りであって、これは慶長期佐竹氏の役高に近似している。また、各史料の大名の名前の間違いも著しいので訂正して載せたが、津軽氏はDでは津深右京、小野寺氏はAでは小野木との誤記のほか、Bでは脱落しており、第一表に載せた以外の大名にも誤記は多数見受けられた。Fの役高は、文禄期と考えられるため石高制に照応した役高を表現する史料として、正確さを評価されているものであるが、大むねはその高を正当なものとして認められるにしても、戸沢の項では朱印状と齟齬を生じているのは見逃せない。即ちA～Fは各大名の領知高を推定する目安としては有効ではあるものの、全面的にそれらに依拠するには躊躇せざるをえないのである。

周知の如く領知高の確定後、豊臣政権はその高を基準として唐入りのため、大規模な軍事動員を全国的に実施した。北

奥大名も例外ではなく、前記「太閤記」所収の肥前名護屋在陣衆に、秋田氏は二百二十人、南部氏は二百人、津軽氏は百五十人の人数が書きあげられている。「天正記」下には、「ちやうせん国御進発の人数つもり 以前の国なご屋在陣のしゅ」として、「つがるの右京介 五十人」「南部大善大夫 百人」「秋田太郎百二十人」とあって、両記には在陣割当人数

の喰い違いがある。従来奥羽大名の軍役割当は、凡そ二百石につき一人という基準で動員されたといわれるが、右にみる限りでは石高と動員人数が余り照応しているとはいえず、遠国に対しては軍役人数の軽減や期間の短縮がはかられたため、必ずしも比率通りに動員が行われたのではないのである。このように第一表A～Fの史料ならびに名護屋在陣衆の人数割当が、北奥大名領知高の決め手にならぬとすれば、別の方法に拠るべきであろう。以下、津軽・南部両氏を分離して考察を進めてゆくことにする。

津軽氏 第一表中のA～Fに登載された津軽氏の高は、三万石・三万四千石であった。「太閤記」の名護屋在陣衆に割り当てられた軍役人数は百五十人であるので、前記二百石に一人の軍役比率からすれば三万石となる。ただし既に述べたように、A～Fの史料も「太閤記」も他の大名領知高との比較からすれば、整合性に欠けるものであるので、これで以て同氏の高を三万石と確定するには不安が残る。しかも現在に

至る研究史及び通説においては、太閤検地によって津軽四万五千石が確定したといわれ、知行目録も諸書に引用されている（通説四万五千石については、章を改めて詳述）ので、A～Fの史料のみでは決め手としては弱い。そこで朱印状を下されている隣国出羽国の動向を踏まえて、その領知高を検証してみたい。

文禄二・三年に臨時の課役として開始した秋田杉板の供出は、文禄四年、慶長元年の過渡的段階を経て、慶長二年から「千間伏見作事板」として、秋田・仙北・由利・津軽の大小名に恒常的に賦課されるようになった。⁽²³⁾ 次頁第二表は、文禄五年（慶長元）から慶長四年に至る作事板の割当を示したものである。⁽²⁴⁾ 慶長元年の場合は、約三百石に一間の比率となり、同二年以降は、約二百石に一間の割合となる。一見して、作事板割中間数と領知高は秋田氏を除いて整合することが、看取されよう。⁽²⁵⁾ 津軽氏の作事板割当の状況を検討してみると、津軽氏と小野寺氏の割当量が各年度（慶長四年は相違）合致している。⁽²⁶⁾ 小野寺氏の朱印高は天正一九年正月一七日の太閤朱印状によれば、三万千六百石と定められ、津軽氏の高は第一表によってみても右の小野寺氏の高とはほぼ同様の数値を示している。三万石程であったことを推定させる。慶長四年の作事板割当は、両者に相違を生じているが約二百石に一間の比率からすれば、五間少ない津軽氏は、三万千六百石の小

第二表 伏見作事板割当 (慶長元~同4年)

| 大 名 (朱印高) | 慶長元年分 | 慶長2年分 | 慶長3年分 | 慶長4年分 |
|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 秋 田 氏 (52,440) ^石 | 255 ^間 | 350 ^間 | 350 ^間 | 350 ^間 |
| 津 輕 氏 | 90 | 145 | 145 | 140 |
| 仁 賀 保 氏 (3,715) | 10 | 30 | 30 | 30 |
| 赤 宇 津 氏 (4,500) | 11 | 33 | 33 | 33 |
| 滝 沢 氏 (2,800) | 7 | 21 | 21 | 21 |
| 内 越 氏 (1,250) | 4 | 12 | 12 | 12 |
| 六 郷 氏 (4,518) | 11 | 33 | 33 | 33 |
| 岩 屋 氏 (891) | 2 | 6 | 6 | 6 |
| 小野寺氏 (31,600) | 90 | 145 | 145 | 145 |
| 戸 沢 氏 (44,350) | 100 | 160 | 150 | 160 |
| 本 堂 氏 (8,983) | 22 | 66 | 66 | 66 |

野寺氏よりも千石程高が少なかったことが考えられ、各史料に登載された三万石により接近してくるのである。

右の検証によって、豊臣政権下における津輕氏の領知高は約三万石で、小野寺氏の高を勘案してみても、同氏よりは少ない高であったと考えられる。

南部氏 南部信直が統一政権たる豊臣政権から領知安堵の朱印状を下されたのは、前述の如く天正一八年七月二七日のことであった。同文書には「南部内七郡事、大膳大夫可任覚悟事」とあって、七郡がどの地域に該当するのかを示しておらず、現在地域の特定には二つの意見がある。七郡が稗貫・和賀・閉伊・紫波・岩手・鹿角・糠部とする説と、和賀・稗貫・紫波は天正一九年の九戸政実の乱の功賞として南部氏が拝領したもので、同一八年の段階では三戸・二戸・九戸・北・鹿角・岩手・閉伊の七郡であるとする説である。両説の最大の対立点は、天正一八年に糠部郡が北や三戸など四郡に分れていたかという点である。糠部郡の郡名は、天正一九年の松岡氏宛の南部信直知行宛行状をはじめ、慶長五・六年、元和二・四・七年、さらに寛永六年の神平右衛門宛での利直知行宛行状まで明記され、外にも領内支配の用語として機能している。一方、北・三戸・二戸・九戸の四郡名は、後述寛永一年の徳川家光判物まで、南部領内外の公式文書に記載された例は見当らず、天正一八年四郡分立説は成立しない。また

和賀・稗貫・紫波三郡加増説も、『寛政譜』⁽³²⁾や合戦記⁽³³⁾にその記事があるのみで、公式文書には記されていない。後者の説をとる『岩手県史』は、天正一八年の暮に、和賀・稗貫兩郡に浅野の家臣が居たことよって、兩郡を「秀吉直轄」の地という聊か意味不明な言葉で表現している。⁽³⁴⁾「秀吉直轄」の地とは、常識的にいえば太閤蔵入地を指すのであろうが、兩郡が太閤蔵入地に指定されたとする文書は現在まで発見されていない。しかも隣国出羽国の太閤蔵入地は、雄物川沿いの豊かな水田地帯であり、かつ雄物川河口を扼する湊城を囲む軍事的・経済的要衝地帯であること、また常陸佐竹氏領内に設置された太閤蔵入地も、かつて佐竹氏の本拠地であった久慈川支流の里川東岸付近であるから、和賀・稗貫兩郡が太閤蔵入地であったことはまず考えられない。浅野氏の家臣在住にしても、奥羽仕置軍が帰還後、ただちに兩郡に一揆が勃発したのをみれば、兩地方の情勢が不安定のため、仕置を徹底化するために残置したとも考えられよう。

「南部根元記」に、天正一九年九月、「爰に加賀羽柴筑前守利家より彈正殿へ為御使者内堀四郎兵衛三戸に到着し、則利家の御断りに依て志和・遠野・和賀・稗貫等の御本領悉く南部へ被相渡⁽³⁶⁾」とあり、豊臣政権は和賀・稗貫・志和三郡を南部氏へ加増したのではなく、既に宛行っていた御本領を改め同氏へ安堵したと解するのが妥当であろう。

領知高は第一表にみる如く、豊臣政権下の南部氏は十萬石乃至十一萬石とあって、十萬石程であろうという目途は立つ。肥前名護屋在陣衆の割当人数も、既に述べたように決め手とはならない。また津輕氏と同様に伏見作事板賦課を命ぜられた事実はあるが、南部氏が負担した総間数を明記する文書がないため、賦課基準から総高を逆算することができない。

文禄二年三月の「⁽³⁵⁾もくそ城とりまき候衆」に、「百人 加賀宰相一手 南部大膳大夫」の記載はあるが、秋田実季は「百三十四人 木村ひたち一手 秋田太郎」の割当であつて、秋田氏と比較しても人数割当と領知高の間には整合性がみられない。

慶長六年、上杉景勝を会津から米沢へ移封させるため南部利直は、家康から最上出陣を求められ、同年八月、津輕氏を除く北奥羽の大小名と越後の大名が五番に編成された。総人数は二万六千五十人で、各大名の出兵数が明記されている家康の朱印人数書立によれば、利直は一番手五千人の出動であった。⁽³⁹⁾右の書立には軍役の賦課基準が明示されておらず、内実は不明。前年九月、島津討伐を福島正則と黒田長政に命じた榊原康政外二名連署覚書によれば、太閤様御置目の如くに出陣すべきことが記されている。⁽⁴⁰⁾右の置目が天正一五年の九州役——島津討伐の時点のものか、後年の朝鮮出兵のときの

ものか、覚書には軍役の基準を明記していない。九州役の基準は本役・半役・三分の一役などが定められているもの、知行石高と軍役人数の関係も明確でないことは夙に指摘されており、朝鮮出兵の軍役は、九州大名の場合、本役として百石につき五人と定められた⁽⁴¹⁾。家康の人数書立が、朝鮮出兵時の軍役基準に依拠し、慶長五年の島津討伐を命じる覚書と連動するならば、南部氏五千人の出兵数から逆算して、同氏の領知高は凡そ十萬石と看做すことが可能となろう。「東奥軍記」には慶長六年の南部氏陣立書が詳細にしたためられており、惣勢が四千七百人、高十萬四千七百二十石とある⁽⁴²⁾ので、右の推定をある程度補強するものといえよう。南部氏と同様、最上氏と仙北の諸氏は百石に五人役の基準が大むね貫徹するにも拘らず、日本海沿岸地域の諸氏の人数は著しく削減されていて、当該人数書立は必ずしも一率の軍役強制ではなく、地域性を配慮した賦課形態であったものと推察する。

二 徳川政権下の領知高

元和三年、秀忠政権によって領知判物もしくは朱印状を下賜される迄の慶長期には、ほとんどの大名が家康の領知判物・朱印状を受領しないままに過ぎてきたといわれる。奥羽地方にあっては、佐竹氏の場合、慶長七年の秋田入部に際して同年七月二七日、徳川家康の宛行状が佐竹義宣へ給された。

その文書には「出羽国内秋田仙北両所進置候、全可有御知行候也⁽⁴³⁾」と、領域支配を認めるものであって石高は表示されていない。関ヶ原役以後、各大名領内で検地を実施して増石があつたとしても、統一政権によってそれが了承されない限りは、各大名の領知高に結実することはなかった。しかも慶長期に領知高の決定をめぐって、幕府と大名との間で接衝が色々と繰り返された事實は、松下氏が既に指摘しているところである⁽⁴⁴⁾。

北奥地域においても右の全国的趨勢に無関係でいたわけではなく、南部・津軽両氏へも慶長年間に領知宛行状が下付された形跡は確認されていない。津軽氏を例にみると、同氏が徳川政権から領内安堵の保証を初めて得たのは、慶長一三年の津軽大熊事件を経過して後のことである。津軽為信死後、長子信建の子大熊が叔父の津軽建広とともに、信枚の相続に異議を唱えて争った⁽⁴⁵⁾この家中騒動は、幕府に裁定が持ち込まれた。大熊の敗訴は同一四年正月、幕府年寄衆連署奉書が津軽年寄中へ下されて決定した。同奉書には、

津軽仕置之義越中守次第可申付旨、上意ニ候間、何様ニ
も越中殿次第仕置可被致之候⁽⁴⁶⁾ (傍註筆者)

とあって、津軽信枚による津軽の支配が幕府から承認された。ただし本文書には津軽の高が示されておらず、信建系統を排除して信枚に領内支配権を保証するに留まつた。津軽家

では右の奉書によって、藩主家は代々信枚系統が継嗣すべきものと決った。このことは爾後頻発する家中騒動が、津軽家の別流や連枝を立てて争われることがなくなつた原因と考えられ、その意味での意義は決して小さくない。

佐竹氏は入部に際して、領知宛行状に六郡の高付がなかつたため幕府へ尋ねた所、「拾八万石之御役高被成候由」との返答があつたといわれ、同氏は十八万石の役高を以て慶長期を過したとみて差し支えないであろう。北奥羽の諸大名が、幕府によって普請役を賦課されたのは、善積美恵子氏の研究によれば左記の通りである。慶長八年の江戸城市街建設(伊達・上杉・蒲生・相馬)、同九年の江戸城築城資材調達(相馬)、同一一年の江戸城修築(伊達・最上)、同一二年の江戸城天守台修築(上杉)、同一六年の江戸城西丸修築(伊達)、同一六〇一八年の禁裏造営(全国の大名)、同一九年の越後高田城の修築(北国・奥の大名家)である。このほか同一四年の銚子築港工事は千石夫による役賦課で、津軽氏をはじめ東北大名が多く動員された。

北奥大名の両氏が慶長期にともに普請役を命ぜられたのは、管見の限りでは禁裏造営と高田城の修築であつたと推察する。後者に限らず北奥羽の大名が担当した普請では、西南大名と違つて役高の明示された例がほとんど見当らず、しかも高田城修築では津軽家の名すらも記されていない。

この中であつて禁裏造営は、各大名の役高が登載されている。「慶長十六年禁裏御普請帳」(以後、「御普請帳」と略記する)には、奥羽地方の代表的な大名が載つていて、仙台の伊達氏は六十萬石、上杉氏は三十萬石、佐竹氏は十八萬八百石、南部氏は十萬石、最上氏は二十一萬石、津軽氏は四萬石とある。右の石高には既に江戸時代から疑義が提示されていて、朝野旧聞哀藁五九一に、

按するに此書記す所の石高のうち、其人の本高に照し考れば、足らざるものあり、過るものあり、これ其時課役を充られし石高にして、領地の石高を記せしものにあらずればなるへし、されとも又、本高を挙しとおもへるものもありて疑ふへし、

と、「御普請帳」の高が幕藩体制下の大名高と相違すると述べている。右の指摘について、奥羽大名の幾つかを例にとつて吟味してみよう。

上杉氏にあっては、慶長一六年四月二七日、本多正信へ宛てた直江兼統の景勝知行高之目録の中で、同氏の領知高が三十萬石である旨を報告しており、禁裏普請役高が同氏の本高であつたことは間違いない。佐竹氏の場合、前記『国典類抄』の記述に従えば、役高が移封時に十八萬石と幕府から指定されており、これも慶長一六年時における佐竹氏の本高とほぼ看做しても差し支えあるまい。伊達氏は元和六年二月の

江戸城石垣・升形修築に助役を命ぜられた際に、都築・加々爪・阿部の三普請奉行へ左のように報じた。

御折紙披見申候、此以前之御役者、爰許ニ妻子指置申ニ付而、二十万石之通御免被成、四十万石之御役仕候、其分御心得尤候、

文中の御役は、幕府普請奉行へ宛てたものであり、しかも江戸城普請に関するものであるから、普請役とみるのが常識的であらう。また「此以前之御役」とは、元和六年以前の普請役を指し、慶長一九年の高田城普請以後、伊達氏は同六年の江戸城普請に至る迄、普請工事を命ぜられたケースがないので、慶長期の普請役に該当しよう。政宗は右書状で、妻子を人質とした証人役二十万石を負担しているから、その分を控除して今度も四十万石の役賦課にしてくれることを願っているわけで、合計すれば元和三年以前の役高は六十万石となる。

このように奥羽地方の大名にあっては、「御普請帳」の役高は、ほぼ本高に匹敵したものであることが是認されたことと思う。右の観点からすれば、慶長期津軽氏四万石、同じく南部氏十万石の高は、本高として信頼を置くに足りる数値といえよう。

それでは両氏ともに元和三年以後、正保郷帳に表現される高即ち幕府から承認された領知高が決定したのは、いつの時

点であらうか。寛永元年大名禄高（内閣文庫蔵）東国大名の項に、二拾万石 佐竹右京大夫 拾万石 南部信濃守 四万五千石 津軽越中守」とあり、後世の編纂物ではあるが寛永元年頃には各領知高は定まっていたものと思われる。南部氏にあっては、寛永一年閏七月、「五万石以上并城主之分江領知御朱印」が家光政権によって下付された時、南部信濃守宛ての同年八月四日付の領知判物が現存している（盛岡南部家文書）盛岡市中央公民館蔵。それ故、右の時点が、文化五年の高直りに至る迄の高十万石の領知高決定の時であった。寛永四年の朱印改めにおいて下付された判物にも、十郡十万石を「任寛永十一年八月四日先判之旨、充行之訖、全可令領知者也」と記してあって、南部氏に対して元和三年の時点では、判物の発給はなかったものと推察される（元和三年に宛行状が下されたのであれば、豊後臼杵の稲葉氏の如く、「任元和三年五月廿六日、寛永十一年八月四日兩先判之旨」と、寛文四年の朱印改めの文書に記されるはずである）。

津軽氏の場合には、南部氏のように寛永一年の朱印状も現存せず、それを受領した記録もない。しかも寛文四年の朱印改めの宛行状には、

陸奥国津軽郡四万五千石、上野国勢多郡内式千石、都合四万七千石 目録在別紙 事、内四千石津軽左京、千石津軽一学

可進退之、残四万式千石充行之訖、全可領知者也、⁽⁵⁹⁾

とあって、寛文四年以前に領知朱印状が下されたことを探る手掛りはない。勢多郡内二千石は関ヶ原役での恩賞といわれており、津軽郡四万五千石の本高が決定したのは何時であろうか。

既に我々は、慶長末年における津軽氏の役高が四万石程であつて、近接奥羽大名のそれと比較して疑うべきものでないことを確認した。筆者は、右の役高を踏まえて津軽氏の領知高が確定したのは、元和五年七月に至る期間であつたと考える。元和五年は安芸広島福島正則の改易の命が下り、ついで津軽への転封を幕府から命ぜられた年であつた。福島正則改易の原因や経過に関しては先行研究に詳しいので、本稿で付言することをせず、津軽への転封経過に絞つて考えてみたい。幕閣へ宛てた同年六月二日付の將軍秀忠書状には、

福島左衛門大夫、つかるへ令国替候間、万事無油断様に心付肝要ニ候、

とあって、同日の安芸・備後二カ国没収とあわせて津軽への国替が命ぜられた。同一四日には津軽拝領の御札を正則が幕閣へ言上し、津軽転封はここに決定した。津軽信枚の同月二日の書状によれば、

其許国替被仰付、福島大夫殿津軽へ御越候、我等式ニハ越後にて被成御加増、御知行可被下候由、御上意ニ候
(66) 条、(下略)

とあり、また茂木文書にも越後にて信枚に国替地下賜のことが記されているので、従来説かれている転封先信濃川中島(一説には村上)説は、正則が川中島へ最終的に流されたことから、川中島へ当初から津軽氏が転封する予定であつたと誤解したことによるのであろう。

一旦は国替も止むなしとした津軽氏であつたが、猛烈な国替阻止の歎願が成就したといわれ、七月二日国替は中止された。正則の津軽転封停止と、川中島への移転を命ずる幕府年寄衆連署奉書(元和五年六月二日)には、

一筆令啓上候、津軽者為遠境之間、酒井宮内少輔、牧野駿河守兩人於知行近所、以津軽之高、四万五千石可被下之旨被仰出候、委細者寺沢志摩守、牧野駿河守、花房志摩守、從此三人可相達候、恐々謹言、
(傍点筆者)

とあり、「津軽之高四万五千石」の領知高が明記されている。七月二二日の福島正則宛ての幕府年寄衆書状は、越後国魚沼郡内知行二万五千石と川中島二万石合せて四万五千石を宛行(66)うというもので、「津軽之高四万五千石」を基準として正則に分割して宛行つたことが知られる。また「東武実録」にも「越後信濃二州ニ於テ、食禄ノ員数津軽ノ如ク賜テ」とあり、越後・信濃両国における知行高は、津軽の高から割り出したものであつた。このように「津軽之高四万五千石」は、当時の政治動向の中で定数として機能しており、津軽氏の本

領(飛地を除く)の領知高が、元和五年時には四万五千石であったことを確認されたことと思う。

それでは次に、津軽氏へ領知高の決定がなされた時点が問題となる。右にみたように元和五年以前であったことは間違いない、筆者は元和三年の判物・朱印発給に際してではなかったかと考える。前述の如く秀忠政権は、同年五月と九月に判物・朱印の発給を統一的实施した⁽⁸⁸⁾。九月の分は西国大名に多く発給された傾向がみられることから、あるいは五月の時点であったとも推測される。ただし現在までのところ朱印状はみつかっておらず、しかも朱印状受領の記録さえも確認されていないので、「津軽之高四万五千石」確定の時期に關しては、右に論じてきた経緯と推察に留めることにしたい。

三 地方史と通説——津軽氏を中心に——

北奥地方における従来の藩史研究にあつては、津軽四万五千石、南部十萬石の領知高が自明のこととして地元は申すまでもなく、東北史研究者の間でも通念化されてきたように思われる。例えば高橋富雄氏の『東北の歴史と開発』(山川出版社、昭和四八年)にも、東北大名領地について「慶長三年現在の知行高として普通行われて、いるものをあげると」(傍点筆者)として、津軽四・五萬石、秋田十九萬石などを列挙してい

る(同書一九〇頁)。右書の性質上、出典を明記していないのはやむをえないとしても、恐らく「慶長三年大名帳」に依拠したものと想定されるが、それには秋田藤三郎は五萬石、津軽右京三萬石とあつて合致しない(第一表のE参照)。本稿の目的は既刊研究書の粗を探し出すことではないので、以上に留めておくが、所謂通説化されたこのような見解に信頼を寄せている記述が多く見受けられ、近世初期北奥大名高の検討が根本的に行われてきたとは思われない。

南部氏の領知高は、豊臣・徳川兩政権において十萬石の高に変化がなかった故、余り大きな影響を与えることが少なかった。一方津軽氏にあつては、近世初期の領知高四万五千石が啓蒙書はいうに及ばず、研究書・地方史誌にあつても無造作に使用され、通説化されている現状がある⁽⁸⁹⁾。その原因はいくつか考えられ、一つには江戸時代に編纂された『寛政譜』や『実紀』などに朱印高四万五千石が頻出し、また地元史料『永禄日記』にも文禄元年検地の結果、四万七千石の石高が決定したことを記している⁽⁹⁰⁾。第二には『弘前市史』藩政編(弘前市、昭和三八年)八四〜八七頁に、一部省略があるといえ、文禄検地の結果として村名と各村毎の石高、それを集計した各郡の高、総村数、総高が列挙されていて、あたかも大閤朱印状に添付された知行目録の如き体裁を装ったリスト(以下、同知行目録を、文禄元年知行目録と記す)が登載されて

いることである。出典が明らかにされていないため、現在では残念ながら典拠を確認することができない。しかし右の特
に第二の理由を以て、豊臣政権下の津輕氏領知高四万五千石
は動かぬもののように看做され、それが通説として定着した
のである。

編纂物に記す領知高については、「はじめに」において既
に典拠とする史料の検討を通じて、根拠のないことを証明し
たので、これ以上付け加えることはしない。第二の文禄元年
知行目録に関しては、従来根本的に史料批判を試みた研究が
ないため、以下検討を加えてゆく。前記『弘前市史』と違っ
て、文禄元年知行目録の全容を表記しているのは、昭和二六
年に刊行された福土貞蔵『津輕平野開拓史』（五所川原町公民
館 以下『開拓史』と略記）においてであると筆者は考える。

江戸時代の史料（代表的なものとしては、市立弘前図書館・国立史
料館の津輕家文書ほか）はいうに及ばず、近代に入ってから大
正一五年に刊行された『青森県史』をはじめとする史料集に
も、文禄元年知行目録は、管見の限りでは発見できなかった。
津輕家は転封を経験したこともなく、これ程大切な知行
目録が、近世・近代を通じて散逸することは常識的には考え
られず、しかも江戸時代の史料に全く見当らないというのは、
不思議を通り越して奇異の感さえ抱かせる。

『開拓史』第四節「封地時代の村落」には、文禄元年検地

の結果、「封内百三十三ヶ村、高四万五千石と確定した」と
あって、続いて平賀・鼻和・田舎・奥法・馬・江流末の各
郡、卒都ノ浜の順に、各村名と村高を列記している。当節の
末に備考として、「自天文十二年
至文禄元年十五ヶ年、」また註に「右村落
を便宜上六郡の境界に拠って分割を試みたが、或は郡違がある
かもしれない」とある。まず備考と註について不審な点を指
摘すれば、備考の年限（天文一二〜文禄元）の意味が不可解で
ある。天文一二年とは、あるいは天文年間（津輕郡中名
字）⁽⁷⁾（以下、「郡中名字」と略記）を指しているものとも思われ、
郡の名称は「郡中名字」所載のものと同形式を採用してい
る。しかし、馬郡中の村名には、「郡中名字」と一致するも
のは一村もなく、また「郡中名字」中の地名が二百余である
のに対し、『開拓史』の村名は一三三であるので、両者の間
には基本的な関連は認められない。次に註の文言に、六郡の
境界に拠って分割を試みたことから、文禄元年知行目
録は本来の姿ではなく、作為を加えたことが判明する。

右の二点を踏まえて列挙された村名と村高をみると、
村高は石斗までを記している。現存する秋田氏の天正一九年
「羽羽国秋田郡知行目録写」⁽⁸⁾には、村高を石斗升合まで記載
してあって詳細を極めており、『開拓史』に升合の単位を省
略した但書がないので、当時の知行目録の形式からみても異
例である。村名が「郡中名字」と連動しないことは、前記の

通りである。筆者が津輕藩の検地帳・郷帳と比較校合したところ、各郡の村の括り方に若干の相違はみられたものの、知行目録の村名はほとんどが正保二年の「津輕知行高之帳」(以後、「知行高之帳」と略記)と合致し、一部は寛文四年の「陸奥国津輕郡高辻村々帳」所収村であった。⁽⁷³⁾知行目録の村高も村名と同様、「知行高之帳」と同数値のものが大半で、一部村が前出寛文期の郷帳の村高である。ただし両郷帳に記載のない村高を記しているものもあり、例えば紙漉沢村は二七〇石三斗とあるが、「知行高之帳」には一七〇石三斗とあるので、明らかに誤記かもしれない。総高をあわせるための作為としか考えられず、このような記述は他にも多く発見された。

右のほかに文禄元年知行目録が「知行高之帳」に大幅に依拠したと思わせるのは、知行目録の総村数を、「知行高之帳」の新田を除外した本村一三四に接近させようとしている点である。ただし知行目録の奥法・馬両郡と卒都ノ浜の各村は、田舎郡の新田村名を多く混入して統一性に欠ける。

以上、『開拓史』所収文禄元年知行目録について纏めると、左のように結論づけられるであろう。記載様式の点からすれば、天正末年・文禄期の太閤検地の知行目録の様式とは著しく相違する。所載村名は「郡中名字」の地名と関連するとは考えられず、郡分けのみを右書の体裁に似せた。村名と村高は、正保二年の「知行高之帳」に大部分を憑拠して、一部を

寛文期の郷帳で補充した。しかも村高に關しては総高四万五千石に結ばせるために、作為もしくは意図的な誤記が施された。右の結果、文禄元年知行目録は全く使用に耐えぬものであることに、我々は共通の結論を得たと考える。当該知行目録は多くの書籍の中に引用され、かつ津輕藩新田開発の展開を論ずるにあたっては、開発の基点として掌握されるなどしてきた。⁽⁷⁴⁾

筆者は度々断っているように、先行研究を論難しているのでもなく、また例として掲げた各研究物を殊更に批難しているのでもない。しかし津輕氏の領知高の考察が、江戸時代後期の編纂物に表現された石高に影響されて、さらにそれと連動する形で、右に述べた『開拓史』に文禄元年知行目録が掲載されていたため、著しく妨げられたことは否めない事実である。即ち江戸時代の編纂史料の記述を、合理的に解釈しようとして無理な史料操作を重ねた所産が文禄元年知行目録であった。

右のほかに、慶長八年に自領の比内地方と、佐竹氏の西海岸深浦以南の地とを両者で交換したという説⁽⁷⁵⁾なども、広く啓蒙書に採用されているが、慶長二年の浅利頼平領内村教覚書や同六年秋田実季侍分限(秋田家文書)⁽⁷⁶⁾によれば、秋田氏が比内地方の領地を家臣に安堵しており、津輕氏が同地方を領有していた事実はない。

さて太閤朱印状の拝領については、従来天正一七・同一八・文祿二年の各説が提示されていた。これに関しても江戸時代に記された史料中にみえる字句を並記しているだけで、根本的な研究が行われてきたわけではない。第一章において明らかにしたように、全国的な動向の中から追究した結果、津輕氏への朱印状の交付は天正一九年一〇月に至る期間と考えられるので、右の諸説は紙数も尽きた本稿では検討の必要もなからう。

むすび

三章にわたって、近世初期北奥大名の領知高を検討してきた。南部氏にあっては、豊臣政権下の領知高がほぼ徳川政権下においても継続して認められ、寛永一一年の領知判物受領によって十萬石の高の決定をみた。一方津輕氏にあっては、豊臣政権下の領知高は伏見作事板賦課基準や北羽大名の朱印状との比較を通じて、三萬石程であったことが判明し、南部氏とともに恐らく天正一九年一〇月迄の期間に、朱印状の発給がなされたものと推察される。徳川政権下では、慶長期の役高は四萬石と考えられ、元和五年七月に至る期間に、「津輕之高四萬五千石」の確定があった。

豊臣・徳川両政権下における津輕氏の領知高の相違は、如何に解釈すべきであらうか。筆者の見通しとしては、この相

違額一萬五千石余は、組屋文書にみえる文祿四年「於津輕御上米」二千四百石を産する、津輕地方に設置された太閤蔵入地ではなかったかと推察する。右の詳細は準備中の別稿に譲り、出羽地方に設置された太閤蔵入地の存置形態と比較してみても、ほぼ間違いないものと考えられる。

文化五年、津輕・南部両家は幕府から高直りの命を受け、それぞれ十萬石、二十萬石の領知高となった。⁽⁷⁸⁾津輕藩十萬石高直りに関しては、その起源を求める諸論が様々な史料をもとに論じられてきた経緯がある。元和五年國替命令のあった時に、十萬石の軍役を務めることを条件にして、それを赦免されたといわれるなど、本来の領知高に対する考察よりも、高直り十萬石に引きつけられた議論に終始したことが、第三章で述べた事由とともに、領知高自体の吟味を妨げる要因をなしたと思われる。文化五年に高直りする迄の期間に、津輕藩は「津輕之高四萬五千石」と飛地二千石を加えた高を本高として公役を賦課されたのであって、十萬石のそれを負担し、かつ幕府から十萬石の公役を命ぜられた事実も存在しない。即ち幕藩国家における公役を基幹とする権力編成の原理は、北奥大名にも完全に貫徹しているのである。

註

(1) たとえば西南大名の石高を分析して、朱印高は軍役の賦課基準と家格表示として規定されたもので「算面之作り物」であ

るとした、秀村選三氏の「石高制に関する二つの問題」(九州大学『経済学研究』二九卷二号)や、それをさらに発展させて、近世初期の石高・領地高を体系的に把握した松下志朗「近世初期の石高と領地高」(同前四二卷合併号)などがあげられる。また右の視点と深く関りあう表高と内高との乖離については、中村吉治「石高制と封建制」(『史学雑誌』六九編七・八号)、城島正祥「佐賀藩領の石高と成」(『佐賀藩の制度と財政』文献出版 昭和五五年)などの研究がある。

(2) 『秋田県史』資料 古代中世編(秋田県 昭和三六年)所収の太閤朱印状を参照のこと。

(3) 津軽為信死去に伴う津軽信枚の跡目相続は、国史大系『徳川実紀』第一編(吉川弘文館 昭和三九年)慶長二十二年二月五日の条、信義の相続は同書第二編 寛永八年正月一四日の条にある。以後、国史大系『徳川実紀』を『実紀』と略記する。信枚相続の典拠には、ほかに寛永系図が掲げられている。寛永諸家系図伝(内閣文庫蔵)百十四津軽の項には、領知高の記載はない。

(4) 江戸幕府日記(東京大学史料編纂所写真帳)寛永八年夏同年四月一日の条。なお柳営録(内閣文庫蔵)の同日条も、全く同文である。

(5) 『実紀』第二編 寛永九年一〇月是月の条。

(6) 『南部叢書』第二冊(同叢書刊行会 昭和二年)三六―三八頁。

(7) 『史料綜覧』卷二二(東京大学出版会 昭和二十九年)天正一八年七月二日の条。

(8) 右同 同年八月九日の条。

(9) 『岩手県中世文書』下(岩手県教育委員会 昭和四三年)、南部氏は九一号、戸沢氏は九三号文書。両文書の文言は似かよっており、この朱印状によって「妻子定在京」「領内諸城破却」「知行方検地」の三原則が領内に貫徹された。

(10) 前掲(2)の四〇六―四一六頁。

(11) 『新編青森県叢書』(一)(歴史図書社 昭和四九年)一七五頁。

(12) 前掲(7)の卷二二 文禄二年三・四月の各日の条。

(13) 右同、天正一九年二月九日の条、田中喜多美『岩手県郷土史年表』(万葉堂書店 昭和四七年)一〇二―一〇四頁。

(14) 『続群書類従』第三二輯 上合戦部 四〇六頁。

(15) 秋沢繁「天正十九年豊臣政権による御前帳徴収について」(『論集中世の窓』吉川弘文館 昭和五二年)二二―二二五頁。

(16) 右同 二一九―二二〇頁。

(17) 『太閤記』(『史籍集覧』第六冊 通記類)二九五頁。

(18) 宝翰類聚 乾(岩手県立図書館蔵)。他に江刺氏へも、同日、両郡内に知行を宛行っている(同書)。

(19) この点について更に付け加えると、天正一九年八月二〇日に豊臣秀次の陸奥国検地条目が出されており(『柳文書』)、兵乱鎮庄後、伊達氏の転封、蒲生氏の増封を中心とした「郡分・知行替」と関連して、領知の宛行が行われたのではなからうか。

(20) Aは国会図書館本(『大日本租税志』七にも所収)、B・C・Dはいずれも内閣文庫本で、Bは天正慶長諸大名御旗本分限

帳、Cは慶長大小名分限并天正御旗本知行簿に収められている。Fは『統群書類従』第二五輯 上武家部、Fは「当代記」

『史籍雜纂』第二、Gは前掲(2)所収文書の高である。

(21) 前掲(17)の二九五頁。

(22) 内閣文庫蔵 慶長・元和年間刊行版本。

(23) 小林清治他編『中世奥羽の世界』(東大出版会 昭和五四年)二二二―二二三頁。三鬼清一郎「朝鮮役における軍役体系について」(『史学雑誌』七五編二号)においては、東国在陣衆

の動員体制には統一性が希薄であることを言及している。

(24) 山口啓二『幕藩制成立史の研究』(校倉書房 昭和四九年)一〇四頁。

(25) 前掲(2)の四七九―五六〇頁などによって作成した。なお、津軽氏は慶長二年分の杉板を伐採したまま受領せず、山中に放置したという。それ故、同年の搬出間数は八五五間であった(『秋田県史』)。

(26) 伏見作事板割当間数と領知高の整合性については、加藤民夫「北奥羽における石高制の成立」(『秋大史学』二二号)にて、既に指摘されている。しかし加藤氏は津軽為信の高を四万五千石としており、杉板割当間数が一致しているにも拘らず、小野寺氏と津軽氏の高に一万四千石の相違があるのに対し疑問を示しておられない。

(27) 前掲(2)の四八五・四九四頁。

(28) 右同 四〇九頁。なお小野寺氏は慶長三年三月六日、秀吉から「杉割板百四十五間」の調進を命ぜられており、前記津軽氏の不搬出分の充填を行ったものであろうか(同書五一三―五

一四頁)。

(29) 前掲(9)の九一号文書解説に、天正二〇年に書き上げた「諸城破却共書上之事」に書かれた城の肩書には、糠部となっているから、南部内七郡に九戸・三戸・三戸・北は含まず、和賀・稗貫・紫波の三郡が入るとしている。森嘉兵衛『岩手県の歴史』(山川出版社 昭和五〇年)九〇頁も、右と同様の論点に立脚している。

(30) 『岩手県史』第三卷(岩手県 昭和三六年)六九〇頁以下。
(31) 『岩手県戦国期文書』I(岩手県文化財愛護協会 昭和七年)によれば、糠部郡の語は、南部信直文書三三三号、利直文書一三・二四・二七・三七・六四・一〇二・一二五・一六〇・一六一・一八〇・二〇六・二二二・二三四・二三一の各号文書にある。

(32) 『寛政譜』第四(統群書類従完成会 昭和四〇年)南部信直の項一〇四頁。

(33) 前掲(6)「奥南田指録」一七五―一七七頁。

(34) 前掲(30)の六九四頁。

(35) 秋田地方の太閤蔵入地については、前掲(2)近世編上二二―二三頁、常陸地方のそれについては、藤本久志「豊臣期大名論序説」(『歴史学研究』二八七号)三九頁。

(36) 前掲(6)の九〇頁。渡辺信夫氏も「天正十八年の奥羽仕置令について」(『日本文化研究所研究報告』別卷一九集)六一―七頁において、本稿の論旨とは若干の相違はあるが、同様の結論を述べておられる。

(37) 『南部家文書』(吉野朝史蹟調査会 昭和一四年)二二三・

一二四・一二七各号の八戸千代子宛南部信直書状。

(38) 大日本古文書『浅野家文書』(東大出版会 昭和四四年)

二六三号、文禄二年三月一日 豊臣秀吉朱印状。

(39) 中村孝也『徳川家康文書の研究』下巻之一(日本学術振興会 昭和三五年) 七六〜七七頁。

(40) 右同 中巻 七七〇〜七七二頁。

(41) 三鬼清一郎『太閤検地と朝鮮出兵』(『岩波講座日本歴史』

九近世1 昭和五〇年) 九七〜九八頁。

(42) 前掲(14)の四三四〜四四一頁。同軍記には、大名家南部氏の蔵入高が記されておらず、十万四千石余がそれを含んだものであるのか、若干疑問が残る。

(43) 前掲(7)巻一〇 元和三年五月二六日・九月是月の条。

(44) 『国典類抄』第一〇巻 軍部全(秋田県立図書館 昭和五五年) 所収口絵写真。

(45) 前掲(1)の松下論文。

(46) 前掲(11)『津軽一統志』二二〇〜二二三頁。

(47) 右同所収口絵写真、松野武雄氏所蔵文書。

(48) 前掲(44)の五六頁。この十八万石は、豊臣政権下で由利郡内の高を除外した、羽後国の高に当るのではないかと考える。

(49) 善積美恵子「手伝普請一覽表」(『学習院大学文学部研究年報』一四)。

(50) 拙稿「北方辺境藩研究序説」(『弘前大学国史研究』六八・六九合併号) 六〜七頁。

(51) 津軽氏が高田城普請を命ぜられたことは、高照神社蔵「旧藩主代々御筆蹟 志卷」の(慶長一八年) 十一月一日津軽信

枚書状によって明らかである。ただし『山形県史』古代中世史料一(山形県 昭和五二年) 四八五頁の津軽信枚書状写に、「越国普請被成御赦免」の文言がみえ、実際の工事には参加しなかったと思われる。

(52) 『統群書類従』第二五輯 上武家部 一二八〜一三五頁。

(53) 『大日本史料』第十二編之八(東大出版会 昭和四九年) 慶長一六年三月是月の条。

(54) 『上杉家御年譜』三(米沢温故会 昭和五二年) 慶長一六年四月二六日の条。

(55) 前掲(53)第十二編之三十三の元和六年二月一日の条。

同書該当条の標出には、「此以前之御役」を、前年の普請役と記している。

(56) 前掲(4)寛永一一年秋 同年閏七月一日・一六日両日の条。

(57) 『寛文朱印留』上(東大出版会 昭和五五年) 八六頁。

(58) 右同 一五三頁。

(59) 右同 一七九頁。

(60) 前掲(53)第十二編之三十の元和五年六月二日の条。

(61) 右同 同日の条。

(62) 国立史料館蔵 津軽家文書。

(63) 前掲(60)の元和五年六月是月の条。茂木文書に、「津軽殿へハ、越後ニ而替地被下候」とある。

(64) 『平山日記』(みちのく双書第二三集) や津軽信枚公御代日記(東京大学史料編纂所謄写本)に、転封先川中島や村上が記されている。

(65) 御制法(内閣文庫蔵)七所収「福島左衛門大夫領国被召上時之御条目下知状并奉書覚書」。同文書は前掲(53)第十二編之三十一の元和五年七月二日の条にも収められている。

(66) 前掲(53)第十二編之三十一の元和五年七月二日の条。

(67) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊』一東武実録一(汲古書院 昭和五六年) 元和五年七月二日の条。

(68) 前掲(53)第十二編之二十七の元和三年五月二十六日の条、同第十二編之二十八の元和三年九月是月の条を参照のこと。

(69) 多くの書には出典が明記されていないが、たとえば和歌森太郎編『津軽の民俗』(吉川弘文館 昭和四九年)第四章の近世の津軽には、検地と四万五千石については『開拓史』の記述に依った旨の註記がある。このほか代表的なものとして豊田武編『東北の歴史』上巻(吉川弘文館 昭和四二年)、宮崎道生『青森県の歴史』(山川出版社 昭和四五年)、飯沼二郎『石高制の研究』(ミネルヴァ書房 昭和四九年)などがあり、文禄元年検地と朱印高四万五千石決定を述べている。また最新の研究成果である前掲(36)で触れた渡辺論文も、天正一九年津軽氏四万五千石(一説に三万四千石)を記している。

(70) 同書の記事には二重の誤りがある。四万七千石のうち二千石は関ヶ原役の功賞として加増されたものといわれ、文禄期に四万七千石であったはずがない。また検地奉行が前田利家とあるのは誤りで、文禄元年に利家は、金沢・京都・名護屋と移動している(『加賀藩史料』第一編四三三~四四五頁)。

(71) 前掲(11)所収。

(72) 前掲(2)の四一〇頁。

(73) 弘前市八木橋文庫蔵。なお津軽藩の郷帳を詳細に検討した研究として、浅倉有子「津軽藩の郷帳について」(『弘前大学国史研究』七三・七四合併号)がある。

(74) 菊地利夫『新田開発』上(古今書院 昭和三三年)には、「郡中名字」の地名を古村に特定して、文禄三年にそれらが検地を受けたと述べ、開発の展開図まで作成してある(六九頁)。同氏のいう文禄三年検地とは、出典を記していないので不明であるが、津軽地方で同年に検地を実施した旨を明記している史料は存在しない。

(75) 前出『弘前市史』藩政編二七頁。『青森県史』(青森県 大正一五年)二四五頁の「藤田氏留書古記写」に領地交換の記事がある。右史料の当該記事は、既に明治時代から余りにも疑わしい内容であることが指摘されている(下沢抄録『青森県史』同頁)。

(76) 前掲(2)の四八九頁、六九五~七一五頁。また、もし佐竹氏が西津軽郡の一部を領有していたならば、慶長七年の前出家康宛行状に、秋田仙北のほかに陸奥国之内津軽の文言が当然入ってこなければならぬ。

(77) 『越前若狭三国湊史料』(福井県立図書館ほか 昭和三四年) 八~一〇頁。

(78) 『津軽歴代記類』下(みちのく双書第八集) 文化五年一二二月一八日の条。

(79) 津軽信枚公御代日記(東京大学史料編纂所謄写本) 元和五年三月の条。

(昭和五七年七月三日稿)

(弘前大学助教授)